

変更後	変更前
<p>(別紙2-8 すけとうだら太平洋系群)</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 資源管理の目標</p> <p>1 目標管理基準値 <u>256千トン</u> (最大持続生産量を達成するために必要な親魚量)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 禁漁水準値 <u>85千トン</u> (漁獲圧力を、最大持続生産量を達成する漁獲圧力に0.8を乗じた値に下げたとしても、10年間漁獲し続けた場合に、目標管理基準値まで回復する確率が50パーセントを下回るおそれがある親魚量。第4の2(1)において同じ。)</p> <p>第4 漁獲シナリオ</p> <p>1 漁獲シナリオ</p> <p><u>令和7年度(2025年度)の資源評価に基づき、親魚量が令和18年度(2036年度)に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。</u></p> <p>2 漁獲圧力</p> <p>(1) 1の規定を踏まえたすけとうだら太平洋系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。</p> <p>① <u>親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.9を乗じた値とする。</u></p> <p>② <u>親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を①の規定に基づき算出した値に乘じた値とする。</u></p> <p>③ <u>②の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、0とする。</u></p> <p>(2) <u>(1)の規定にかかわらず、令和8管理年度から令和10管理年度までは、3(2)で算定される数量により管理を行うものとするが、資源評価の結果、当該期間中の漁獲可能量に相当する漁獲圧力が、最大持続生産量を達成する漁獲圧力を</u></p>	<p>(別紙2-8 すけとうだら太平洋系群)</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 資源管理の目標</p> <p>1 目標管理基準値 <u>228千トン</u> (最大持続生産量を達成するために必要な親魚量)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 禁漁水準値 <u>60千トン</u> (漁獲圧力を、最大持続生産量を達成する漁獲圧力に0.8を乗じた値に下げたとしても、10年間漁獲し続けた場合に、目標管理基準値まで回復する確率が50パーセントを下回るおそれがある親魚量。第4の2(2)において同じ。)</p> <p>第4 漁獲シナリオ</p> <p>1 漁獲シナリオ</p> <p><u>令和2年(2020年)の資源評価に基づき、親魚量が令和13年(2031年)に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。</u></p> <p>2 漁獲圧力</p> <p>1の規定を踏まえたすけとうだら太平洋系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) <u>令和3年(2021年)から令和5年(2023年)までは、3(1)の漁獲可能量(17万トン)により管理を行うものとするが、資源評価の結果、当該期間中の漁獲可能量に相当する漁獲圧力が、最大持続生産量を達成する漁獲圧力を超過することが見込まれる場合には、漁獲シナリオを見直すこととする。</u></p> <p>(2) <u>令和6年(2024年)から令和13年(2031年)までは、以下のとおりとする。</u></p> <p>① <u>親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.9を乗じた値とする。</u></p>

超過することが見込まれる場合には、漁獲シナリオを見直すこととする。

3 管理年度当初の漁獲可能量の算定方法

生物学的許容漁獲量は、以下の数量とし、管理年度当初の漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

- (1) 資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2(1)の規定に基づき算出した漁獲圧力を乗じた値
- (2) 2(1)の規定にかかわらず、令和8管理年度から令和10管理年度までは158千トン

4 管理年度途中の漁獲可能量の調整について

すけとうだら太平洋系群について、当該管理年度中に公表された最新の資源評価及び漁獲シナリオによって算出される当該管理年度の翌管理年度の生物学的漁獲可能量が、当該管理年度の生物学的漁獲可能量よりも増加することが示された場合、本則第1の2(4)②に規定する科学的に妥当な条件の下、当該管理年度の途中に、以下の方法により当該管理年度と当該管理年度の翌管理年度との間で漁獲可能量を調整することができる。

- (1) 当該特定水産資源の親魚量が、令和18年度(2036年度)に、少なくとも50パーセントの確率で目標管理基準値を上回る範囲内で、当該管理年度の漁獲可能量に一定の数量(以下「追加数量」という。)を追加する。
- (2) 当該管理年度の翌管理年度の当初に設定される漁獲可能量は、(1)の規定に従い算出した数量から、追加数量を減じた数量とする。
- (3) 漁獲可能量の調整を行った管理年度において、当該管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、当該管理年度における追加数量を上限に国の留保として翌管理年度に繰り越すこととする。

② 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を①の規定に基づき算出した値に乗じた値とする。

③ ②の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、0とする。

3 漁獲可能量の算定方法

生物学的許容漁獲量は、以下の数量とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

- (1) 令和3年(2021年)から令和5年(2023年)まで 17万トン
- (2) 令和6年(2024年)から令和13年(2031年)まで 資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2(2)の規定に基づき算出した漁獲圧力を乗じた値
(新設)

(4) 令和8管理年度から令和10管理年度までは、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2(1)の規定に基づき算出した漁獲圧力を乗じた値を管理年度途中の漁獲可能量の調整に用いることとする。

5 資源評価対象海域外からの資源の大量来遊による漁獲可能量の追加

(1) 漁獲（沖合底びき網漁業（許可省令第2条第1号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）によるものを除く。）の状況が次の①及び②の要件に合致する場合には、管理年度開始前の資源評価では予測できない、日本漁船の操業水域外からの資源の大量来遊が発生したものとみなし、3において算定した当該管理年度の漁獲可能量に10千トンを追加する。

①・② (略)

(2) (1)に基づき漁獲可能量に10千トンを追加した場合にあっては、次の①及び②のとおり、当該管理年度の翌管理年度に実施される資源評価において、当該管理年度及び翌管理年度の生物学的許容漁獲量を再計算することとし、翌管理年度の漁獲可能量を変更することとする。

① 令和8管理年度又は令和9管理年度の漁獲可能量に10千トンを追加した場合

当該管理年度の翌管理年度に実施される資源評価において、当該管理年度の生物学的許容漁獲量を、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.9を乗じた漁獲圧力を用いて再計算することとし、当該管理年度の漁獲実績の値が、当該管理年度の当初の漁獲可能量又は再計算された生物学的許容漁獲量のいずれか大きい方の値を上回る場合にあっては、当該いずれか大きい方の値と当該管理年度の漁獲実績の値との差分を、翌管理年度の漁獲可能量から差し引く。

② 令和10管理年度以降のいずれかの年の漁獲可能量に10千トンを追加した場合

ア・イ (略)

第5 (略)

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) (略)

(2) 第4の5(1)の規定に基づく漁獲可能量の追加に係る配分

4 資源評価対象海域外からの資源の大量来遊による漁獲可能量の追加

(1) 漁獲（沖合底びき網漁業（許可省令第2条第1号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）によるものを除く。）の状況が次の①及び②の要件に合致する場合には、管理年度開始前の資源評価では予測できない、日本漁船の操業水域外からの資源の大量来遊が発生したものとみなし、3において算定した当該管理年度の漁獲可能量に1万トンを追加する。

①・② (略)

(2) (1)に基づき漁獲可能量に1万トンを追加した場合にあっては、次の①及び②のとおり、当該管理年度の翌管理年度に実施される資源評価において、当該管理年度及び翌管理年度の生物学的許容漁獲量を再計算することとし、翌管理年度の漁獲可能量を変更することとする。

① 令和3年(2021年)又は令和4年(2022年)の漁獲可能量に1万トンを追加した場合

当該管理年度の翌管理年度に実施される資源評価において、当該管理年度の生物学的許容漁獲量を、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.9を乗じた漁獲圧力を用いて再計算することとし、当該管理年度の漁獲実績の値が、当該管理年度の当初の漁獲可能量又は再計算された生物学的許容漁獲量のいずれか大きい方の値を上回る場合にあっては、当該いずれか大きい方の値と当該管理年度の漁獲実績の値との差分を、翌管理年度の漁獲可能量から差し引く。

② 令和5年(2023年)から令和13年(2031年)までのいずれかの年の漁獲可能量に1万トンを追加した場合

ア・イ (略)

第5 (略)

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) (略)

(2) 第4の4(1)の規定に基づく漁獲可能量の追加に係る配分

<p>第4の<u>5</u>(1)の規定に基づく漁獲可能量の追加を行う場合にあつては、北海道及び第5の1のすけとうだら太平洋系群沖合底びき網漁業管理区分を対象とし、(1)の規定に基づく配分を行う。</p> <p>(3) 第4の<u>5</u>(2)①又は②アの規定に基づく漁獲可能量の差引きに係る配分 第4の<u>5</u>(2)①又は②アの規定に基づく差引きを行う場合にあつては、当該差引きを行う管理年度の前管理年度における(2)の漁獲可能量の追加に係る配分に基づく漁獲実績の比率に応じて、北海道及び第5の1のすけとうだら太平洋系群沖合底びき網漁業管理区分の配分から差し引く。</p> <p>(4) 第4の<u>5</u>(2)②イの規定に基づく漁獲可能量の追加に係る配分 第4の<u>5</u>(2)②イの規定に基づく漁獲可能量の追加を行う場合にあつては、北海道及び第5の1のすけとうだら太平洋系群沖合底びき網漁業管理区分を対象とし、(1)の規定に基づく配分を行う。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3</u> <u>漁獲可能量の未利用分の繰越しについて</u> <u>令和10管理年度以降は、管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、当該管理年度の当初の漁獲可能量の合計の5パーセントを上限に国の留保として翌管理年度に繰り越すこととする。</u></p> <p><u>4</u> (略) 第7～第9 (略)</p>	<p>第4の<u>4</u>(1)の規定に基づく漁獲可能量の追加を行う場合にあつては、北海道及び第5の1のすけとうだら太平洋系群沖合底びき網漁業管理区分を対象とし、(1)の規定に基づく配分を行う。</p> <p>(3) 第4の<u>4</u>(2)①又は②アの規定に基づく漁獲可能量の差引きに係る配分 第4の<u>4</u>(2)①又は②アの規定に基づく差引きを行う場合にあつては、当該差引きを行う管理年度の前管理年度における(2)の漁獲可能量の追加に係る配分に基づく漁獲実績の比率に応じて、北海道及び第5の1のすけとうだら太平洋系群沖合底びき網漁業管理区分の配分から差し引く。</p> <p>(4) 第4の<u>4</u>(2)②イの規定に基づく漁獲可能量の追加に係る配分 第4の<u>4</u>(2)②イの規定に基づく漁獲可能量の追加を行う場合にあつては、北海道及び第5の1のすけとうだら太平洋系群沖合底びき網漁業管理区分を対象とし、(1)の規定に基づく配分を行う。</p> <p>2 (略) (新設)</p> <p><u>3</u> (略) 第7～第9 (略)</p>
<p>※第6の3に規定する「漁獲可能量の未利用分の繰越しについて」の内容については、大臣管理区分及び配分数量を明示する都道府県管理区分の関係者との調整を踏まえて、令和11管理年度の開始までに変更する。</p>	

変更後	変更前
<p>(別紙 2-9 すけとうだら日本海北部系群)</p> <p>第 1・第 2 (略)</p> <p>第 3 資源管理の目標</p> <p>1 目標管理基準値 <u>293 千トン</u> (最大持続生産量を達成するために必要な親魚量)</p> <p>2 限界管理基準値 <u>122 千トン</u> (最大持続生産量の 60 パーセントを達成するために必要な親魚量)</p> <p>(削る。)</p> <p><u>3 禁漁水準値 17 千トン</u> (最大持続生産量の 10 パーセントが得られる親魚量)</p> <p>第 4 漁獲シナリオ</p> <p>(削る。)</p> <p><u>1 漁獲シナリオ</u> 令和 7 年度 (2025 年度) の資源評価に基づき、親魚量が令和 18 年度 (2036 年度) に、少なくとも 50 パーセントの確率で、第 3 の 1 の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。</p> <p><u>2 (略)</u></p> <p><u>3 管理年度当初の漁獲可能量の算定方法</u> 生物学的許容漁獲量は、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、<u>2 の規定に基づき算出した漁獲圧力を乗じた値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。</u></p> <p>第 5～第 9 (略)</p>	<p>(別紙 2-9 すけとうだら日本海北部系群)</p> <p>第 1・第 2 (略)</p> <p>第 3 資源管理の目標</p> <p>1 目標管理基準値 <u>380 千トン</u> (最大持続生産量を達成するために必要な親魚量)</p> <p>2 限界管理基準値 <u>171 千トン</u> (最大持続生産量の 60 パーセントを達成するために必要な親魚量)</p> <p><u>3 暫定管理基準値 限界管理基準値である 171 千トン</u> (別紙 1 の 2 (1) のただし書の場合の目標となる親魚量)</p> <p><u>4 禁漁水準値 25 千トン</u> (最大持続生産量の 10 パーセントが得られる親魚量)</p> <p>第 4 漁獲シナリオ</p> <p><u>1 暫定管理基準値に係る漁獲シナリオ</u> <u>令和 2 年 (2020 年) の資源評価に基づき、親魚量が令和 13 年 (2031 年) に、少なくとも 50 パーセントの確率で、第 3 の 3 の暫定管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。</u></p> <p><u>2 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ</u> <u>親魚量が令和 23 年 (2041 年) に、少なくとも 50 パーセントの確率で、第 3 の 1 の目標管理基準値を上回るよう、別紙 1 の 3 の規定に基づき検証を行った資源再建計画の達成状況等を踏まえて、漁獲シナリオの検討を進めることとする。</u></p> <p><u>3 (略)</u></p> <p><u>4 漁獲可能量の算定方法</u> 生物学的許容漁獲量は、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、<u>3 の規定に基づき算出した漁獲圧力を乗じた値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。</u></p> <p>第 5～第 9 (略)</p>

変更後	変更前
<p>(別紙2-10 すけとうだらオホーツク海南部)</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 資源管理の目標</p> <p>沖合底びき網漁業(許可省令第2条第1号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。)のうち、網口開口板を使用しない1そうびきによる単位漁獲努力量当たりの漁獲量(1日の総漁獲量に占めるすけとうだらオホーツク海南部の割合が50パーセント以上の操業における1操業当たり漁獲トン数をいう。)を、平成8年度(1996年度)から令和6年度(2024年度)までの平均水準とされた値(令和7年度(2025年度)資源評価において4.40トン/操業)とすること(主分布域や産卵場が我が国の漁船や調査船により情報が得られる水域がなく、資源全体の把握が困難なため、法第12条第2項の規定に基づき、同条第1項と異なる目標を定めるものとする。)</p> <p>第4～第9 (略)</p>	<p>(別紙2-10 すけとうだらオホーツク海南部)</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 資源管理の目標</p> <p>沖合底びき網漁業(許可省令第2条第1号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。)のうち、網口開口板を使用しない1そうびきによる単位漁獲努力量当たりの漁獲量(1日の総漁獲量に占めるすけとうだらオホーツク海南部の割合が50パーセント以上の操業における1操業当たり漁獲トン数をいう。)を、平成8年(1996年)から令和元年(2019年)までの平均水準とされた値(令和2年(2020年)資源評価において3.41トン/操業)とすること(主分布域や産卵場が我が国の漁船や調査船により情報が得られる水域がなく、資源全体の把握が困難なため、法第12条第2項の規定に基づき、同条第1項と異なる目標を定めるものとする。)</p> <p>第4～第9 (略)</p>

変更後	変更前
<p>(別紙 2-11 すけとうだら根室海峡)</p> <p>第 1・第 2 (略)</p> <p>第 3 資源管理の目標</p> <p>すけとうだら固定式刺し網漁業(法第 57 条第 1 項の規定に基づき北海道知事の許可を受けて営むものをいう。)による単位漁獲努力量当たりの漁獲量(操業隻日数当たり漁獲トン数をいう。)を、<u>昭和 56 年度(1981 年度)から令和 6 年度(2024 年度)までの間に最低とされた値(令和 7 年度(2025 年度)資源評価において 0.71 トン/隻日)を下回らないようにすること</u>(主分布域が我が国の漁船による情報が得られる水域がなく、資源全体の把握が困難なため、法第 12 条第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項と異なる目標を定めるものとする。)</p> <p>第 4～第 9 (略)</p>	<p>(別紙 2-11 すけとうだら根室海峡)</p> <p>第 1・第 2 (略)</p> <p>第 3 資源管理の目標</p> <p>すけとうだら固定式刺し網漁業(法第 57 条第 1 項の規定に基づき北海道知事の許可を受けて営むものをいう。)による単位漁獲努力量当たりの漁獲量(操業隻日数当たり漁獲トン数をいう。)を、<u>昭和 55 年(1980 年)から令和元年(2019 年)までの間に最低とされた値(令和 2 年(2020 年)資源評価において 0.71 トン/隻日)とすること</u>(主分布域が我が国の漁船による情報が得られる水域がなく、資源全体の把握が困難なため、法第 12 条第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項と異なる目標を定めるものとする。)</p> <p>第 4～第 9 (略)</p>

変更後	変更前
<p>(別紙4-2 すけとうだら日本海北部系群)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 資源再建計画の期間 令和4管理年度から<u>令和18管理年度</u>まで (削る。)</p> <p>第3 資源再建計画において講ずる措置</p> <p>(1) <u>別紙2-9に基づく管理を通じ、資源の再建を図る。具体的には、別紙2-9の第4の3に従って漁獲可能量を定めることとする。</u></p> <p>(2) すけとうだら日本海北部系群の漁獲の大部分を占める北海道において、以下の取組を行う。</p> <p>① (略)</p> <p>② 各地域、漁業種類ごとに、法第124条に基づく資源管理協定等に基づき、漁獲努力量の削減や小型魚の保護、産卵親魚の保護等の措置に取り組むこととする。</p> <p>また、行政機関、資源評価を行う研究機関、関係漁業者等により構成されるすけとうだら日本海北部系群資源管理漁業者協議会を必要に応じ開催し、資源管理の取組状況や資源状況の情報・課題等を関係者間で共有することにより、資源管理の取組を効果的に推進する。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(別紙4-2 すけとうだら日本海北部系群)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 資源再建計画の期間 令和4管理年度から<u>令和23管理年度</u>まで</p> <p>第3 <u>暫定管理基準値</u></p> <p>(1) <u>別紙2-9の第3の資源管理の目標に定めるとおり、暫定管理基準値は、限界管理基準値である親魚量171千トンとする。</u></p> <p>(2) <u>別紙2-9の第4の漁獲シナリオに定めるとおり、暫定管理基準値達成年度は、10年後の令和13年度(2031年度)とし、当該年度に資源水準の値が暫定管理基準値を上回る確率は、50パーセントとする。</u></p> <p>第4 資源再建計画において講ずる措置</p> <p>(1) <u>別紙2-9に基づく管理を通じ、資源の再建を図る。具体的には、令和2年度(2020年度)及び令和3年度(2021年度)の資源評価の結果を踏まえ、次の①及び②の措置を講ずることとする。</u></p> <p>① <u>別紙2-9の第4に定められた漁獲シナリオに基づき漁獲圧力を調整する。</u></p> <p>② <u>別紙2-9の第5に従い、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、当該漁獲圧力を乗じることで得られる値を超えない量を漁獲可能量とする。</u></p> <p>(2) すけとうだら日本海北部系群の漁獲の大部分を占める北海道において、以下の取組を行う。</p> <p>① (略)</p> <p>② 各地域、漁業種類ごとに、法第124条に基づく資源管理協定等に基づき、漁獲努力量の削減や小型魚の保護、産卵親魚の保護等の措置に取り組むこととする。</p> <p>また、行政機関、資源評価を行う研究機関、関係漁業者等により構成されるすけとうだら日本海北部系群資源管理漁業者協議会において、資源管理の取組状況や資源状況の情報・課題等を関係者間で共有することにより、資源管理の取組を効果的に推進する。</p> <p>(3) (略)</p>

<p>(4) <u>引き続き資源調査等の充実を図ることとする。</u></p> <p>第4 (略)</p> <p>第5 (略)</p>	<p>(4) <u>令和3年度(2021年度)の資源評価結果においては、近年の漁獲圧力の値が最大持続生産量を達成する水準を下回ると評価されたが、資源量は全体的に下方修正されたため、生物学的許容漁獲量が増大していない状況にある。引き続き資源調査等の充実を図ることとする。</u></p> <p>第5 (略)</p> <p>第6 (略)</p>
---	--

(案の1：現行シナリオの継続又は加入の仮定の見直しを行う場合)

変更後	変更前
<p>(別紙2-12 するめいか)</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 漁獲シナリオ</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 漁獲圧力</p> <p>(1) するめいか秋季発生系群 1(1)の規定を踏まえたするめいか秋季発生系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) するめいか冬季発生系群 1(2)の規定を踏まえたするめいか冬季発生系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>4 漁獲可能量の算定方法</p> <p>漁獲可能量は、我が国の生物学的許容漁獲量を超えない量とする。我が国の生物学的許容漁獲量は、水域全体の生物学的許容漁獲量から、外国による漁獲に係るものを除いた値とし、具体的には、<u>令和8管理年度</u>においては、次の(1)及び(2)に掲げる値の合計値に0.6を乗じた値とする。ただし、農林水産大臣は、最新の資源調査の結果や漁獲状況、利用可能な水産機構の助言等を踏まえ、当該管理年度の資源量の算出に用いられた当該管理年度の加入量の予測値よりも良好な加入が発生していると判断する場合には、速やかに漁獲可能量の変更に係る手続を行う。</p> <p>(1) するめいか秋季発生系群 資源評価において示される当該管理年度の資源量に、3(1)の漁獲圧力を乗じた値</p> <p>(2) するめいか冬季発生系群 資源評価において示される当該管理年度の資源量に、3(2)の漁獲圧力を乗じた値</p>	<p>(別紙2-12 するめいか)</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 漁獲シナリオ</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 漁獲圧力</p> <p>(1) するめいか秋季発生系群 1(1)及び2(1)の規定を踏まえたするめいか秋季発生系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) するめいか冬季発生系群 1(2)及び2(2)の規定を踏まえたするめいか冬季発生系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>4 漁獲可能量の算定方法</p> <p>(1) 漁獲可能量は、我が国の生物学的許容漁獲量を超えない量とする。我が国の生物学的許容漁獲量は、水域全体の生物学的許容漁獲量から、外国による漁獲に係るものを除いた値とし、具体的には、<u>令和7年(2025年)から令和9年(2027年)までは、次の①及び②</u>に掲げる値の合計値に0.6を乗じた値とする。ただし、農林水産大臣は、最新の資源調査の結果や漁獲状況、利用可能な水産機構の助言等を踏まえ、当該管理年度の資源量の算出に用いられた当該管理年度の加入量の予測値よりも良好な加入が発生していると判断する場合には、速やかに漁獲可能量の変更に係る手続を行う。</p> <p>① するめいか秋季発生系群 資源評価において示される当該管理年度の資源量に、3(1)の漁獲圧力を乗じた値</p> <p>② するめいか冬季発生系群 資源評価において示される当該管理年度の資源量に、3(2)の漁獲圧力を乗じた値</p>

(削る)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1～3 (略)

4 するめいか小型するめいか釣り漁業 (4月から9月まで)

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

小型するめいか釣り漁業 (許可省令第 77 条第 1 項第 2 号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。) の届出に係る操業区域 (外国の領海及び排他的経済水域 (ロシア連邦にあっては許可省令別表第 5 の 9 の項の上欄に掲げる区域、大韓民国にあっては同表の 11 の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあっては同表の 12 の項の上欄に掲げる区域) を除く。5 に定める大臣管理区分において同じ。)

② (略)

③ 漁獲可能期間

4月1日から9月末まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

(略)

5 するめいか小型するめいか釣り漁業 (10月から翌年3月まで)

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

小型するめいか釣り漁業の届出に係る操業区域

② 漁業の種類

小型するめいか釣り漁業

③ 漁獲可能期間

10月1日から翌年3月末まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

(2) (1)ただし書に基づき漁獲可能量の変更を行った場合、変更前の数量との差分は国の留保に繰り入れる。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1～3 (略)

4 するめいか小型するめいか釣り漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

小型するめいか釣り漁業 (許可省令第 77 条第 1 項第 2 号に掲げる漁業をいう。) の届出に係る操業区域 (外国の領海及び排他的経済水域 (ロシア連邦にあっては許可省令別表第 5 の 9 の項の上欄に掲げる区域、大韓民国にあっては同表の 11 の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあっては同表の 12 の項の上欄に掲げる区域) を除く。)

② (略)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

(略)

(新設)

ア 当該管理年度中（イに規定する期間を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

6 するめいかその他大臣許可漁業

(略)

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量を、令和3年（2021年）から令和5年（2023年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の中で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量（以下「算出配分量」という。）を算出する。

第4の4の(1)のただし書に基づき漁獲可能量の変更を行った場合にあっては、変更前との数量の差分は算出配分量の比率を用いて比例配分する。

(2) 国の留保及び国の留保からの配分

① 基本

国の留保は、漁獲可能量の超過リスク等を考慮して定めるものとし、農林水産大臣が必要と認める場合に各都道府県及び大臣管理区分に配分する。

② 大臣管理区分

大臣管理区分においては、農林水産大臣が必要と認める場合に(1)に基づき算出した当該大臣管理区分の算出配分量の一部を当該大臣管理区分に追加配分するためのものとして国の留保に繰り入れておくことができるものとする。

③ 都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過

5 するめいかその他大臣許可漁業

(略)

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量を、令和3年（2021年）から令和5年（2023年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の中で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

(2) 国の留保

国の留保は、年ごとの漁場形成の変動や想定外の来遊の可能性等を勘案して定めるものとする。

3に基づき生じた数量は国の留保に繰り入れるものとし、これを配分する際には、都道府県を優先するものとする。

(削る)

2 (略)

3 都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分について

前管理年度で都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量を超過した場合には、前管理年度終了後1月以内に超過量を確定し、当該管理年度の漁獲可能量を前管理年度における超過量を差し引いた量に変更する。この場合において、原則として超過量の全量を一括で差し引くこととし、一括で差し引くことができない場合又は当該水産資源に係る漁業の経営その他の事情に鑑みて一括で差し引くことが適切ではないと農林水産大臣が特に認める場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。

4 国の留保からの配分について

(3) 漁獲割当てによる管理を行う都道府県及び大臣管理区分への上乗せ配分

一定の漁獲可能量を船舶ごとに割り当てることにより資源管理の実効性を担保しつつ計画的な操業を可能とする漁獲割当ての利点を損なわないようにするため、都道府県のうち漁獲割当てによる管理を行う知事管理区分及び漁獲割当てによる管理を行う大臣管理区分については、当初の配分において、次の①に掲げる都道府県又は②に掲げる大臣管理区分に対して、国の留保をそれぞれ当該①又は②に定める比率を用いて比例配分することにより算出した数量の50パーセントを、それぞれ上乗せして配分する。この場合において、上乗せして配分した大臣管理区分については、4の国の留保からの配分は、行わない。なお、令和7管理年度から令和9管理年度においては、本規定は適用しない。

① 漁獲割当てによる管理を行う知事管理区分を定めた都道府県(1)の比率に、都道府県別漁獲可能量から漁獲割当てによる管理を行う知事管理区分に対して知事管理漁獲可能量を配分する際に用いる比率を乗じて得た比率

② 漁獲割当てによる管理を行う大臣管理区分(1)の比率

2 (略)

3 都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分について

前管理年度で都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量を超過した場合には、前管理年度終了後1月以内に超過量を確定し、当該管理年度の漁獲可能量を前管理年度における超過量を差し引いた量に変更する。この場合において、原則として超過量の全量を一括で差し引くこととし、一括で差し引くことができない場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。

4 国の留保からの配分について

<p>国の留保分については、<u>1(2)に定めるほか、次の(1)から(4)までに定めるところにより配分する。なお、令和8管理年度においては、次の(1)から(4)までの規定は適用しない。</u></p> <p>管理年度の8月末日までに国の留保から配分する数量の総計の上限は、当該管理年度における当初の国の留保の数量の半分とする（第4の4の(1)のただし書に基づき漁獲可能量の変更を行った場合にあっては、当該上限は適用しない。）。</p> <p>ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合には、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>第7～第9 (略)</p>	<p>国の留保分については、次の(1)から(4)までに定めるところにより配分する。</p> <p>管理年度の8月末日までに国の留保から配分する数量の総計の上限は、当該管理年度における当初の国の留保の数量の半分とする（第4の4の(1)のただし書に基づき漁獲可能量の変更を行った場合にあっては、当該上限は適用しない。）。</p> <p>ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合には、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>第7～第9 (略)</p>
---	---

(案の2：米国の管理方式を適用する場合)

変更後	変更前
<p>(別紙2-12 するめいか)</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 漁獲シナリオ</p> <p>1 暫定管理基準値に係る漁獲シナリオ</p> <p><u>令和8管理年度においては暫定的に、本資源に係る過去の最大の漁獲実績、過去の最大の漁獲実績が記録された年及び近年の資源の状況に基づき漁獲を管理する。</u></p>	<p>(別紙2-12 するめいか)</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 漁獲シナリオ</p> <p>1 暫定管理基準値に係る漁獲シナリオ</p> <p>(1) <u>するめいか秋季発生系群 令和6年(2024年)の資源評価に基づき、親魚量が令和16年(2034年)に、少なくとも50パーセントの確率で、暫定管理基準値を上回る状態を維持するよう、漁獲圧力を調整する。</u></p> <p>(2) <u>するめいか冬季発生系群 令和6年(2024年)の資源評価に基づき、親魚量が令和16年(2034年)に、少なくとも50パーセントの確率で、暫定管理基準値を上回る状態を維持するよう、漁獲圧力を調整す</u></p>

2 (略)
(削る)

3 漁獲可能量の算定方法

漁獲可能量は、我が国の生物学的許容漁獲量を超えない量とする。我が国の生物学的許容漁獲量は、水域全体の生物学的許容漁獲量から、外国による漁獲に係るものを除いた値とし、具体的には、令和8管理年度においては、次の(1)及び(2)に掲げる値の合計値に0.6を乗じた値とする。

る。

2 (略)

3 漁獲圧力

- (1) するめいか秋季発生系群 1(1)及び2(1)の規定を踏まえたするめいか秋季発生系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。
- ① 親魚量の値が限界管理基準値以上の場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.65を乗じた値とする。
 - ② 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を、①の規定に基づき算出した値に乗じた値とする。
 - ③ ②の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、0とする。
- (2) するめいか冬季発生系群 1(2)及び2(2)の規定を踏まえたするめいか冬季発生系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。
- ① 親魚量の値が限界管理基準値以上の場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.5を乗じた値とする。
 - ② 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から、禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を①の規定に基づき算出した値に乗じた値とする。
 - ③ ②の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、0とする。

4 漁獲可能量の算定方法

- (1) 漁獲可能量は、我が国の生物学的許容漁獲量を超えない量とする。我が国の生物学的許容漁獲量は、水域全体の生物学的許容漁獲量から、外国による漁獲に係るものを除いた値とし、具体的には、令和7年(2025年)から令和9年(2027年)までは、次の①及び②に掲げる値の合計値に0.6を乗じた値とする。ただし、農林水産大臣は、最新の資源調査の結果や漁獲状況、利用可能な水産機構の助言等を踏ま

- (1) するめいか秋季発生系群 平成 10 年（1998 年）以降で漁獲量が最も多かった年（以下「過去最大漁獲量年」という。）の漁獲量に令和 5 年（2023 年）から令和 7 年（2025 年）までの資源量の平均値を乗じ、過去最大漁獲量年の資源量で除した値
- (2) するめいか冬季発生系群 過去最大漁獲量年の漁獲量に令和 5 年（2023 年）から令和 7 年（2025 年）までの資源量の平均値を乗じ、過去最大漁獲量年の資源量で除した値

(削る)

第 5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1～3 (略)

4 するめいか小型するめいか釣り漁業（4 月から 9 月まで）

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

小型するめいか釣り漁業（許可省令第 77 条第 1 項第 2 号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）の届出に係る操業区域（外国の領海及び排他的経済水域（ロシア連邦にあつては許可省令別表第 5 の 9 の項の上欄に掲げる区域、大韓民国にあつては同表の 11 の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあつては同表の 12 の項の上欄に掲げる区域）を除く。5 に定める大臣管理区分において同じ。）

② (略)

③ 漁獲可能期間

4 月 1 日から 9 月末まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

(略)

5 するめいか小型するめいか釣り漁業（10 月から翌年 3 月まで）

え、当該管理年度の資源量の算出に用いられた当該管理年度の加入量の予測値よりも良好な加入が発生していると判断する場合には、速やかに漁獲可能量の変更に係る手続を行う。

① するめいか秋季発生系群 資源評価において示される当該管理年度の資源量に、3(1)の漁獲圧力を乗じた値

② するめいか冬季発生系群 資源評価において示される当該管理年度の資源量に、3(2)の漁獲圧力を乗じた値

(2) (1)ただし書に基づき漁獲可能量の変更を行った場合、変更前の数量との差分は国の留保に繰り入れる。

第 5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1～3 (略)

4 するめいか小型するめいか釣り漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

小型するめいか釣り漁業（許可省令第 77 条第 1 項第 2 号に掲げる漁業をいう。）の届出に係る操業区域（外国の領海及び排他的経済水域（ロシア連邦にあつては許可省令別表第 5 の 9 の項の上欄に掲げる区域、大韓民国にあつては同表の 11 の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあつては同表の 12 の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

② (略)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

(略)

(新設)

<p>(1) <u>当該大臣管理区分に関する事項</u></p> <p>① <u>水域</u> 小型するめいか釣り漁業の届出に係る操業区域</p> <p>② <u>漁業の種類</u> 小型するめいか釣り漁業</p> <p>③ <u>漁獲可能期間</u> 10月1日から翌年3月末まで</p> <p>(2) <u>漁獲量の管理の手法等</u></p> <p>① <u>当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。</u></p> <p>② <u>漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</u></p> <p>ア <u>当該管理年度中（イに規定する期間を除く。）</u> 陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで</p> <p>イ <u>農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認められる期間を除く。）</u> 陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）</p> <p>6 <u>するめいかその他大臣許可漁業</u> (略)</p> <p>第6 <u>漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等</u></p> <p>1 <u>漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準</u></p> <p>(1) <u>都道府県及び大臣管理区分への配分の基準</u> 漁獲可能量を、令和3年（2021年）から令和5年（2023年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量（以下「算出配分量」という。）を算出する。</p> <p>(2) <u>国の留保及び国の留保からの配分</u></p> <p>① <u>基本</u> 国の留保は、<u>漁獲可能量の超過リスク等を考慮して定めるものと</u></p>	<p>5 <u>するめいかその他大臣許可漁業</u> (略)</p> <p>第6 <u>漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等</u></p> <p>1 <u>漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準</u></p> <p>(1) <u>都道府県及び大臣管理区分への配分の基準</u> 漁獲可能量を、令和3年（2021年）から令和5年（2023年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。</p> <p>(2) <u>国の留保</u> 国の留保は、<u>年ごとの漁場形成の変動や想定外の来遊の可能性等を</u></p>
---	---

し、農林水産大臣が必要と認める場合に各都道府県及び大臣管理区分に配分する。

② 大臣管理区分

大臣管理区分においては、農林水産大臣が必要と認める場合に(1)に基づき算出した当該大臣管理区分の算出配分量の一部を当該大臣管理区分に追加配分するためのものとして国の留保に繰り入れておくことができるものとする。

③ 都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過

3に基づき生じた数量は国の留保に繰り入れるものとし、これを配分する際には、都道府県を優先するものとする。

(削る)

2 (略)

3 都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分について前管理年度で都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量を超過し

勘案して定めるものとする。

(3) 漁獲割当てによる管理を行う都道府県及び大臣管理区分への上乗せ配分

一定の漁獲可能量を船舶ごとに割り当てることにより資源管理の実効性を担保しつつ計画的な操業を可能とする漁獲割当ての利点を損なわないようにするため、都道府県のうち漁獲割当てによる管理を行う知事管理区分及び漁獲割当てによる管理を行う大臣管理区分については、当初の配分において、次の①に掲げる都道府県又は②に掲げる大臣管理区分に対して、国の留保をそれぞれ当該①又は②に定める比率を用いて比例配分することにより算出した数量の50パーセントを、それぞれ上乗せして配分する。この場合において、上乗せして配分した大臣管理区分については、4の国の留保からの配分は、行わない。なお、令和7管理年度から令和9管理年度においては、本規定は適用しない。

① 漁獲割当てによる管理を行う知事管理区分を定めた都道府県(1)の比率に、都道府県別漁獲可能量から漁獲割当てによる管理を行う知事管理区分に対して知事管理漁獲可能量を配分する際に用いる比率を乗じて得た比率

② 漁獲割当てによる管理を行う大臣管理区分(1)の比率

2 (略)

3 都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分について前管理年度で都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量を超過し

た場合には、前管理年度終了後1月以内に超過量を確定し、当該管理年度の漁獲可能性を前管理年度における超過量を差し引いた量に変更する。この場合において、原則として超過量の全量を一括で差し引くこととし、一括で差し引くことができない場合又は当該水産資源に係る漁業の経営その他の事情に鑑みて一括で差し引くことが適切ではないと農林水産大臣が特に認める場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。

4 国の留保からの配分について

国の留保分については、1(2)に定めるほか、次の(1)から(4)までに定めるところにより配分する。なお、令和8管理年度においては、次の(1)から(4)までの規定は適用しない。

管理年度の8月末日までに国の留保から配分する数量の総計の上限は、当該管理年度における当初の国の留保の数量の半分とする（第4の4の(1)のただし書に基づき漁獲可能性の変更を行った場合にあっては、当該上限は適用しない。）。

ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合には、この限りでない。

(1)～(4) (略)

第7～第9 (略)

た場合には、前管理年度終了後1月以内に超過量を確定し、当該管理年度の漁獲可能性を前管理年度における超過量を差し引いた量に変更する。この場合において、原則として超過量の全量を一括で差し引くこととし、一括で差し引くことができない場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。

4 国の留保からの配分について

国の留保分については、次の(1)から(4)までに定めるところにより配分する。

管理年度の8月末日までに国の留保から配分する数量の総計の上限は、当該管理年度における当初の国の留保の数量の半分とする（第4の4の(1)のただし書に基づき漁獲可能性の変更を行った場合にあっては、当該上限は適用しない。）。

ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合には、この限りでない。

(1)～(4) (略)

第7～第9 (略)

別紙2-12 ぶり (ステップアップ管理対象資源)

変更箇所	変更後	変更前
第2 管理年度	<p>大臣管理区分 7月1日から翌年6月末日まで(ステップ2) 都道府県以下の①及び②の区分に応じた期間とする。</p> <p>① 次に掲げる都府県 4月1日から翌年3月末日まで(ステップ2) 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県 及び大分県</p> <p>② 次に掲げる道府県 7月1日から翌年6月末日まで(ステップ2) 北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県</p>	<p>大臣管理区分 7月1日から翌年6月末日まで(ステップ1) 都道府県以下の①及び②の区分に応じた期間とする。</p> <p>① 次に掲げる都府県 4月1日から翌年3月末日まで(ステップ1) 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県 及び大分県</p> <p>② 次に掲げる道府県 7月1日から翌年6月末日まで(ステップ1) 北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県</p>
第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等	<p>1 <u>法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量及び同項第3号の大臣管理漁獲可能量並びに国の留保について、「試行水準」として設定する。この場合において、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う目安として、2及び3に基づく数量を算出し、「試行目安数量」として提示する。</u></p> <p>2 <u>試行目安数量は、漁獲可能量から国の留保を除いた数量に、令和3年(2021年)から令和5年(2023年)までの毎年の漁獲実績の比率の平均値を乗じて算出することを基礎とする。ただし、関係者の間で別段の合意がある場合には、当該合意に基づき算出する。</u></p> <p>3 <u>国の留保は、年によって異なる漁場形成の変動等を勘案して定める。なお、ステップ2において国の留保からの配分を行うこととはしないものの、ステップ3以降の取組に向けて、配分の具体的な内容やタイミング等について事前の検討を行うこととする。</u></p>	<p><u>本則第1の2(5)②のステップ2の取組を開始する際に定める。</u></p>